

随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

1. 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

2. 随意契約等の見直し

(1) 随意契約によることができる基準等の厳格な運用

平成20年度に締結した競争性のない随意契約は既に最低レベルにあるものの、平成21年度において更に一般競争入札に移行できるものは移行させるとともに、引き続き随意契約によることができる基準等の厳格な運用により、一般競争入札等の導入を徹底する。

(2) 総合評価落札方式の拡充

調査契約、広報及びイベント等について、総合評価落札方式による一般競争入札の拡充を図るべく、総合評価落札方式実施に関するマニュアル及び請負契約における総合評価落札方式による一般競争入札ガイドラインの運用の徹底を図るとともに職員研修の実施等を行う。

3. 一者応札・一者応募の見直し

(1) 公告期間の見直し

調達等については、事業内容に応じ、適切な公告期間を設定するとともに、原則説明会を実施し、説明会から提案締切・入札までの期間を個別に確保することで、入札参加者の準備期間の確保を図る。さらに、研究開発等については一者応札であった場合に公募期間の延長を行うことにより、競争参加者の拡充を図る。

(2) 入札情報の提供の充実

入札参加機会の拡大を図るため、最新情報を提供するメール配信サービスを活用し、入札情報の提供の充実に努める。

(3) 入札参加資格の緩和

入札参加機会の拡大の観点から、今後とも引き続き複数の等級

登録者の参加を可能とする取り組みを続ける。

(4) 仕様書の内容の見直し

仕様書内容の見直しを実施し、入札参加者が必要となる具体的な情報を提供するとともに、過剰な仕様の導入は排除する。

以上

随意契約等見直し計画

平成22年4月
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行する。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(97.4%) 1,286	(99.8%) 111,928,378	(97.8%) 1,292	(99.8%) 111,960,065
競争入札	(14.5%) 192	(1.9%) 2,128,695	(15.0%) 198	(1.9%) 2,160,383
企画競争、公募等	(82.8%) 1,094	(97.9%) 109,799,682	(82.8%) 1,094	(97.9%) 109,799,682
競争性のない随意契約	(2.6%) 35	(0.2%) 206,313	(2.2%) 29	(0.2%) 174,626
合 計	(100%) 1,321	(100%) 112,134,691	(100%) 1,321	(100%) 112,134,691

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	1,286	111,928,378
うち一者応札・一者応募	(13.2%) 170	(36.9%) 41,270,015

(注) 上段 () は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(49.4%) 84	(97.0%) 40,051,394
仕様書の変更	24	422,302
参加条件の変更	24	422,302
公告期間の見直し	84	40,051,394
その他	24	422,302
契約方式の見直し	(- %) 0	(- %) 0
その他の見直し	(50.6%) 86	(3.0%) 1,218,621
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(- %) 0	(- %) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

① 随意契約によりことができる基準等の厳格な運用

平成20年度に締結した競争性のない随意契約は既に最低レ

ベルにあるものの、平成21年度において更に一般競争入札に移行できるものは移行させるとともに、引き続き随意契約によることができる基準等の厳格な運用により、一般競争入札等の導入を徹底する。

② 総合評価落札方式の拡充

調査契約、広報及びイベント等について、総合評価落札方式による一般競争入札の拡充を図るべく、総合評価落札方式実施に関するマニュアル及び請負契約における総合評価落札方式による一般競争入札ガイドラインの運用の徹底を図るとともに職員研修の実施等を行う。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 公告期間の見直し

調達等については、事業内容に応じ、適切な公告期間を設定するとともに、原則説明会を実施し、説明会から提案締切・入札までの期間を個別に確保することで、入札参加者の準備期間の確保を図る。さらに、研究開発等については一者応札であった場合に公募期間の延長を行うことにより、競争参加者の拡充を図る。

② 入札情報の提供の充実

入札参加機会の拡大を図るため、最新情報を提供するメール配信サービスを活用し、入札情報の提供の充実に努める。

③ 入札参加資格の緩和

入札参加機会の拡大の観点から、今後とも引き続き複数の等級登録者の参加を可能とする取り組みを続ける。

④ 仕様書の内容の見直し

仕様書内容の見直しを実施し、入札参加者が必要となる具体的な情報を提供するとともに、過剰な仕様の導入は排除する。